（運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正）

第四条　運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請） **第五条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類 イ　第一条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあっては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）。以下この号において同じ。）、その他の運転免許取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ⑴に該当しない者であることを証する書面、同号ロ⑵及び⑶に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し ［⑴～⑶　略］ ロ　［略］ ［四～七　略］ ３　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（認定の申請） **第五条**　［同上］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　第一条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ⑴に該当しない者であることを証する書面、同号ロ⑵及び⑶に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し ［⑴～⑶　同上］ ロ　［同上］ ［四～七　同上］ ３　［同上］

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿等の備付け） **第十四条**　法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者（以下「運転代行業務従事者」という。）の名簿 イ　［略］	（帳簿等の備付け） **第十四条**　法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者（以下「運転代行業務従事者」という。）の名簿 イ　［同上］